

札幌市では、住所地の通学区域（校区）に基づき、就学すべき学校を指定しています。原則としては、この指定された学校（指定校）へ通っていただくこととなりますが、個々の事情によっては、指定校以外の学校へ通うことが認められる場合があります。

札幌市では、以下のような場合、指定校以外の学校へ通うことをお認めしています。

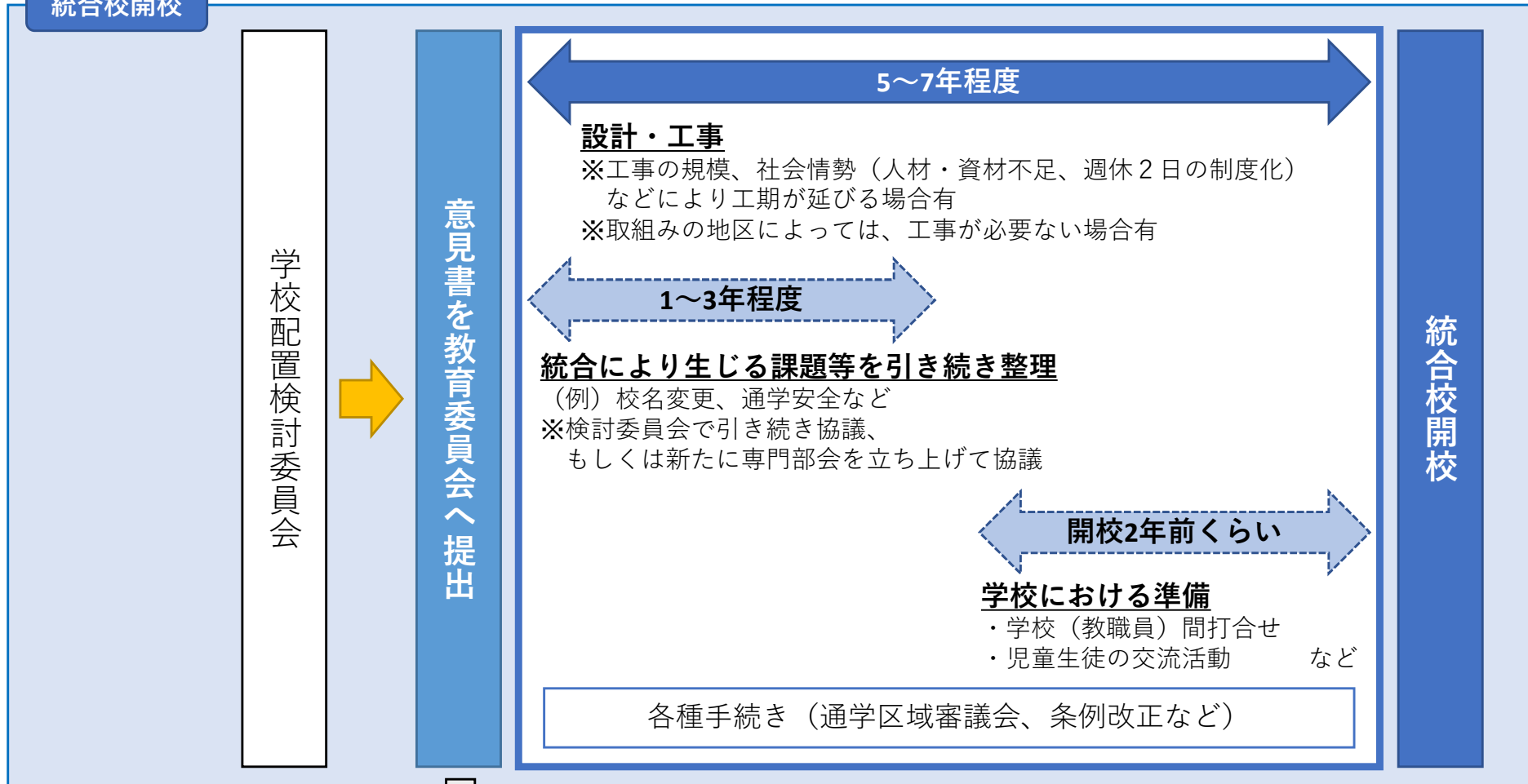
詳細につきましては、札幌市公式ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/gakku/koukugai.html>

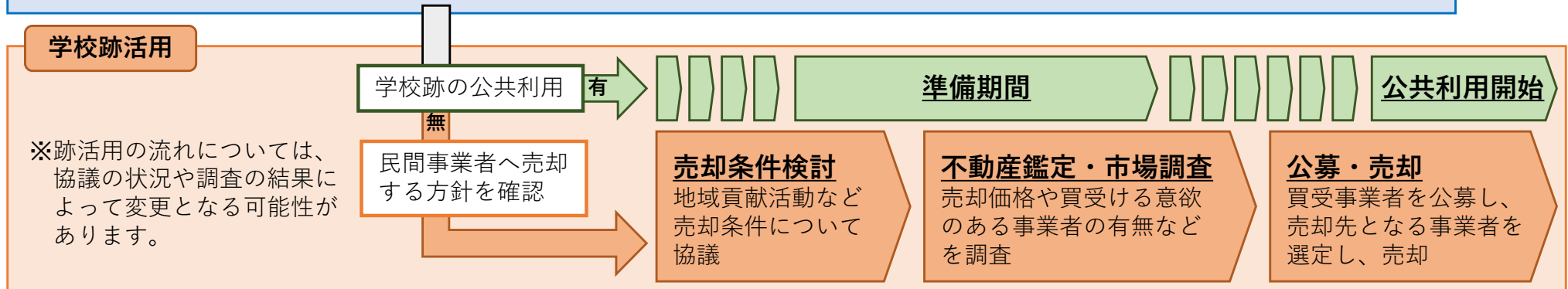


1. 身体障がいや疾患等の身体的理由により、指定校への通学が困難なとき
2. 病院に通院するため、指定校への通学が困難なとき
3. 通常の学級から特別支援学級へ、又は、特別支援学級から通常の学級への転籍を希望するとき
4. 指定校に特別支援学級がない場合において、特別支援学級に就学するとき
5. 指定変更区域に居住していて、指定変更が可能と定められている学校への通学を希望するとき
6. 冬期間の交通断絶地等、指定校への通学が地理的に困難と認められるとき
7. 住所変更が確定していて、変更予定地の学校への通学を希望するとき
8. 住宅の建て替え等により、一時校区外へ転出するが、現住所又は現在の校区内に戻ってくることが確定していて、今までの学校への通学を希望するとき
9. 住民登録を転居前に異動したが、実際の転居は後になるため、それまでの間、今までの学校への通学を希望するとき
10. 保護者が病気、仕事、経済的理由等で養育不能となり、親族等で養育するとき
11. 保護者が仕事等で家庭不在のため、親族等に預かってもらうとき（小学生のみ）
12. 児童クラブに入会するため、児童クラブの所在地の校区の学校への通学を希望するとき（小学生のみ）
13. やむを得ない理由により、住民登録を異動せずに転入又は転居し、居住地の学校への通学を希望するとき
14. 転居先が現在通学している学校の校区に隣接する他の学校の校区（隣接校区）であり、引き続き今までの学校への通学を希望するとき（最長で卒業まで）
15. 小学5年生の修了式以前に転居し、引き続き今までの学校への通学を希望するとき（最長で学年末まで）
16. 小学5年生の修了式以降に転居し、引き続き今までの学校への通学を希望するとき（最長で卒業まで）
17. 中学入学後に転居し、引き続き今までの学校への通学を希望するとき（最長で卒業まで）
18. 小規模特認校に入学又は転入学を希望するとき
19. 小学校のとき隣接校区に転居し、指定校の変更により今までの小学校に通学し続け、中学校入学時において前住所地の校区の中学校への入学を希望するとき
20. 転出した後、おおむね2年以内に以前通学していた学校の隣接校区に転入し、その学校への転入学を希望するとき
21. 教育上特別の理由により、指定校から他の学校に転入学させる必要があると認められるとき
22. 転居のため新たに学校を指定されたが、精神的理由により、今までの学校への通学を希望するとき
23. 兄弟姉妹が指定校の変更を認められ、指定校以外の学校に通学している場合で、その兄弟姉妹の在学中に同じ学校への通学を希望するとき
24. 指定変更の要件を満たさなくなったことにより、指定変更を解除するとき（指定変更区域による指定変更を除く）

統合校開校



学校跡活用



※一般的なイメージ（目安）であり、決定事項ではありません。

※各地区の状況に応じて年数は前後することがあります。